



日本の成長戦略は？
最近の税務調査事情「宗教法人にも税務調査が…」
『時短』の必要性 ～時間に埋もれている利益～
税制改正『自社株評価改正の狙いとは？』
新しい残業規制の方針を知って対策を検討しましょう

日本の成長戦略は？

日本の財政不安、政治の不安定さなどにより、国の信用力が落ち国民総生産のみならず、この信用力まで中国に抜かれました。政府の債務がGDPの2.32倍にも達し、震災対応を言い訳にして未来への成長戦略を描けないことへの国際的な不信感が、このような国の信用力などの違いに反映されてくるのです。そのため市場の評価は冷徹ですが的を得ているものだと痛感します。

日本の狭い国土(38万km²)は世界61位です。しかし海に目を転じるとその面積はなんと国土の12倍(447万km²)もあり、米国やオーストラリアなどに次ぐ世界第6位です。海が深いので体積レベルだと世界4位になります。海底には石油やメタンガス、レアメタルなどの資源が豊富に存在しているのだそうです。地震が多い分ダイナミックに動くエネルギーが集約された場所が多く、海底の資源を採掘する技術の革新や近年の資源高の影響で、300兆円ともいわれる眠れる資源に注目が集まります。まさに黄金の国ジパングの再来かもしれないというところでしょうか。東京大学の加藤准教授らがすでにレアアースの巨大鉱床を発見しています。完全自給自足できるだけでなくオーストラリアのような資源大国になり得るとしたら日本は十二分に新たな成長戦略を描けるのではないのでしょうか。

海は海上での風力発電だけでなく潮流発電や温度差発電もあります。特に温度差発電はブームに関係なく地道に研究を続けてきた佐賀大学の技術が世界最高水準にあるのだそうです。海水は深層水と表層水では20度も差があり、これを利用して発電するのだそうです。原子力のような危険な副産物ではなく、発電過程で淡水が得られ、深層水はリンや窒素が豊富で発電後は養殖業に利用可能です。

漁業は衰退し続けています(就労者の減少や超高齢化)が、新たな芽も出てきました。それは養殖業です。マグロの完全養殖の技術を確立し米国に輸出も始まっており、企業の漁業参入に全漁連も歓迎の立場に変化してきています。

日本には無いと思われた資源も開発すればあるわけですし、眠っている技術もたくさんあります。しかし、これらを活かす政治と経営側の協働が上手ではありません。疑心暗鬼に陥っているのは埋もれた資源のまま終わってしまいます。官民、企業、NPOなどの非営利組織が連携による協働の中にこそ、未来の成長戦略を描く事ができるのではないのでしょうか。 成迫 升敏

最近の税務調査事情「宗教法人にも税務調査が…」

先日、宗教法人に税務調査が入りました。宗教法人は公益法人なので収益事業が行われていなければ法人税はかかりません。しかし、お布施などの収入が、寺社の帳簿に記載されていない場合、その分の金額が住職個人の役員賞与になったとみなされ、給与所得として源泉所得税が課されてしまいます。

ある税務署では、税務調査官のノルマが達成できそうもないときは「寺へ行け」という怖い慣習があるくらい、寺社は狙い目とされ、特に「水道光熱費」について調べられることが多いそうです。自宅と寺社が一緒となっており、住職の居住部分である庫裏(くり)の光熱費を寺社が負担していた場合、経済的利益とみなされ、宗教法人に源泉所得税が課税されます。また、葬儀等のイベント時は多額の光熱費がかかるので、寺社の過去カレンダーを提出させ、イベント日程とその頻度とを照らし合わせることで、光熱費の負担割合が適正かどうかをチェックします。何とも重箱の隅を突くようなことですが、最近の税務調査は細かいです。経済的利益については宗教法人に限ったことではなく、株式会社や個人事業主でも該当することがありますので注意が必要です。 高木 幹夫

『時短』の必要性 ～「時間」に埋もれている利益～

民間向けの住宅工事の営業・設計・施工を請け負う事業を営む皆様、「スタッフはいつも残業をされていて労働時間が長い、うちももっと儲かって良いはずなのに…」と、そんな疑問を感じたことはありませんか？今回はそのような事業者様に向けて、『各工程の期間』への注目をご提案します。様々な工程の中で、特に「営業」をしている期間(時間)に注目することをお勧めします。住宅建築業だけでなく、プロジェクト形式で行う事業(ITシステム開発など)を含め、お客様との初回接触から納品までの各工程をそれぞれの担当者に任せている、という事業者様に特に有効です。

さて、建設業で言う施工期間(実際に工事をしている期間)は、工程表が整備されている、又は請負契約書に明記されていることが多いためわかりやすいことと思います。しかし、その前工程である営業と設計の期間を記録されているケースが少ないように感じています。初回接触から引き渡しまでを「全工程」と考えた場合、どの工程に、どの程度の時間を要していますか？

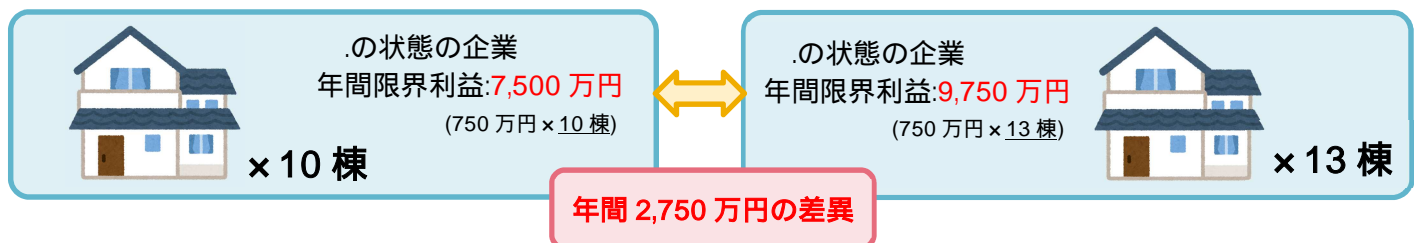
<例示：時間に埋もれている利益はいくら??>



極端かつ簡単な例ではありますが、.と.のどちらの企業が儲かっているのでしょうか？当然ですが、.に示した企業がより多くの利益を計上しています。具体的にどの程度の差異があるのか、簡単な前提条件を設定して考えてみます。請負金額を3,000万円、1棟当たりの限界利益(売上高から材料費などの変動費を差し引いた金額)を750万円としたうえで、.の状態でも年間10棟の引渡しであったケースを考えてみます。.の企業の年間引渡し数は、単純計算をした場合、1棟当たりの全体工程が20ヶ月から15ヶ月に短縮されたことで、.の企業の約1.3倍(20ヶ月÷15ヶ月)、13棟と考えることができます。

【前提条件】

	.の状態	.の状態
請負金額	3,000万	
1棟あたりの限界利益	750万円	
引渡し数	年間10棟	年間13棟



理論上で.と.の年間限界利益比較すると、年間で2,750万円の差異があります。実際には.から.の状態になるに当たり、施工面の人員強化などの具体策が必要なため、単純に2,750万円の利益を新たに稼ぐのは難しいと思います。しかし、経営的には無視できない金額規模だと思います。

営業工程に限らず、各事業プロセスの工程にどの程度の利益が埋もれているかを計り、どのような取り組みが必要なのか、改めて検討されてはいかがでしょうか？経営管理の行き届きの具合や、スタッフの仕事の進め方、協力会社との意思統一等に改善のポイントがあるようです。原価低減という取り組みにおいて、資材の仕入れのコスト等の低減だけでなく、「時間に埋もれている利益の見える化」、実施されてはいかがでしょうか？ご不明な点、ご相談等がございましたらお問い合わせ下さい。

飯島 渉

税制改正『自社株評価改正の狙いとは？』

平成 29 年度税制改正で相続税関連のものが大幅に改正されました。今回はその中でも自社株評価の改正についてご案内します。今回の改正は平成 29 年 1 月 1 日以降の評価に適用されます。

< 自社株評価(自社で発行している株価の算定方法)の概要 >

原則的には自社株評価には時価純資産の金額を用いた方法が用いられますが、一方で類似業種比準方式という、同業他社と自社を比較して株価を出す方法もあります。一般的には類似業種比準方式の方が株価が安くなる傾向にあり、多く活用されるため、今回はこの類似業種比準方式の改正点についてご説明します。

類似業種比準方式の評価方法は、利益・純資産・配当の 3 要素で評価します。今回はこの 3 要素の割合が改正されたこと(表 1)が大きな変更点です。

(表 1)類似業種比準方式の評価変更点

各要素の割合	改正前	改正後
利益	60%	33.3%
純資産	20%	33.3%
配当 ¹	20%	33.3%

改正前：株価に対する「利益」要素の影響力が大きい

改正後：すべての要素の影響力が均等



改正による具体的な影響

利益は改正前には全体の半分以上、60%の割合を占めていました。これが同業他社より利益が上回っていると株価が高くなりやすかった理由です。改正により利益要素の割合が 33.3%に減少したことによって、利益が高額になっても株価が高くなりにくくなりました。

純資産は評価割合が 20%から 33.3%に増えています。これは利益割合が減少したことで相対的に純資産の割合が増加したためです。改正後は、純資産が高額で、近年業績が低迷しているような企業の場合、一気に株価が高くなるのが想定されます。

¹ の配当は中小企業で支払っている企業が少ないため割愛させていただきます。

改正前には一時的に利益を下げる(例: 役員退職金の支給など)で株価を安くすることができました。しかし利益に対する評価の割合が下がり、結果として純資産の要素の割合が高くなったことで、改正後は単年度で利益を下げて株価を安くすることが難しくなりました。

< 事例による改正前後比較 >

【前提条件】

前期純資産：3 億円
配当：無配当
業種：建設業

贈与の場合：相続税評価額を用いる
株数：40,000 株

(表 2)当期利益別 税制改正前後における株価増減割合

当期利益	3,000 万円	100 万円	3,000 万円
1 株当たり 株価	改正前	1,539 円	998 円
	改正後	1,509 円	1,155 円
増減割合	2%	+ 16%	+ 16%

事例は前期純資産が 3 億円と高額になっている企業です。利益が 3,000 万で、同業他社と比べて利益が上回っている場合には、改正前より株価が 2%安くなりますが、利益が 100 万円や 3,000 万円で同業他社と比べて利益が下回っている場合では改正前より株価が 16%高くなっています。

今回の税制改正が自社の株価にとって有利に働くか不利になるか、既に評価をされた方も改正後の基準で一度評価してみることをお勧めします。

安藤 雅弘

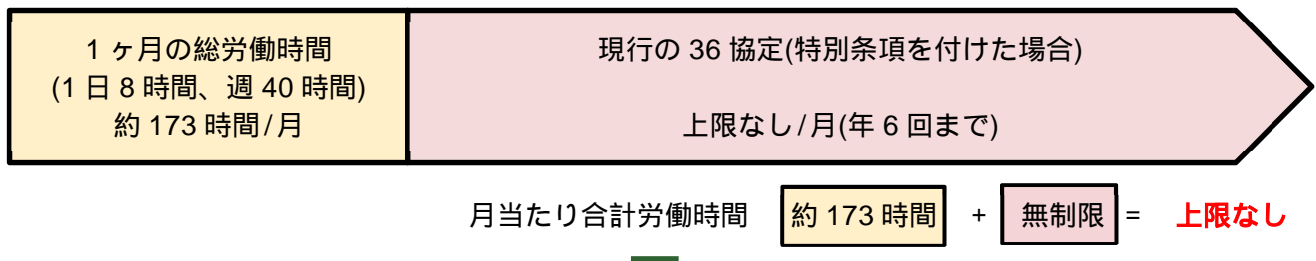
新しい残業規制の方針を知って対策を検討しましょう

平成 29 年 3 月末、働き方改革実行計画(案)で今後の残業規制の方針が公表されました。焦点となっていた労働時間の上限規制の方針についてご説明します。

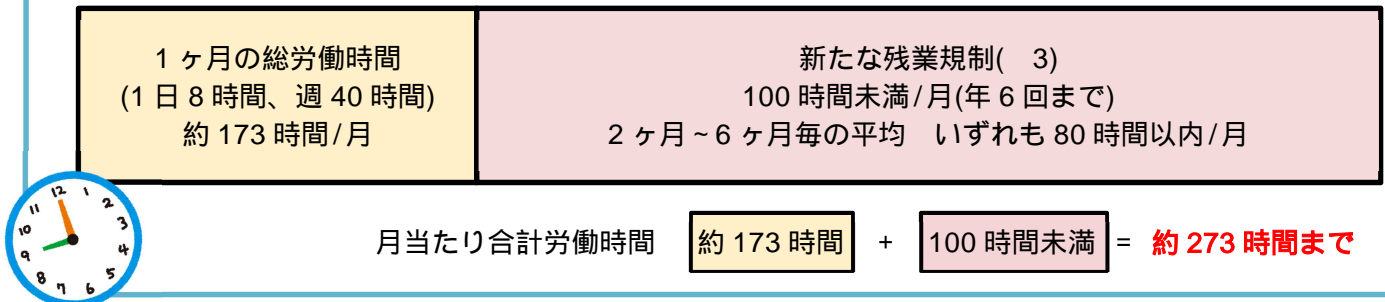
現在の法定労働時間を超える延長時間の限度は原則月 45 時間、年 360 時間(1)までとなっています。この限度時間は時間外労働・休日労働に関する協定(以下「36 協定」)の締結及び労働基準監督署に届出されていることが前提で、この協定がない場合は法定労働時間を超えると違法となります。

36 協定に特別条項を付けて協定(2)を締結した場合には、年 6 回まで原則である月 45 時間を超えて延長することが可能です。つまりピークは仕方ないけど、毎月はダメだよ、という意味です。制度としては上記の通りですが、特別条項による延長時間には上限が定められていませんでした。この特別条項付協定の延長時間には月間及び年間の労働時間に制限がないことについて、社会的に問題視され、今回の働き方改革実行計画(案)で上限を定める方針となりました(3)。具体的な上限としては年 720 時間、月 100 時間未満で、かつ延長時間の 2 ヶ月～6 ヶ月毎の平均がいずれも 80 時間以内です。原則である月 45 時間を超えて良い回数はこれまで通り年 6 回となっています。具体的に図にすると下記ようになります。

【現在の残業規制(月の労働時間)】



【働き方改革実行計画(案)による残業規制(月の労働時間)】



【働き方改革実行計画(案)の例】

4 月	80 時間の残業	現在	特別条項であれば OK
5 月	82 時間の残業	新しい規制	2 ヶ月平均 81 時間なので NG



今回公表された働き方改革実行計画(案)は、現在その詳細について議論が始まっており、改正法の施行は平成 31 年 4 月以降となる見込みです。

特別条項付 36 協定を締結している会社は、この新たな残業規制にどのように対応するか検討が必要です。職場意識改善助成金等、労働時間の削減を図ることや働き方を見直すことで受給できる助成金がいくつかあります。

まずは専門家を上手く活用し、御社にとってベストな対応策を検討されてみてはいかがでしょうか。

中谷 幸喜

- (1) (3 ヶ月を超える)1 年単位の変形労働時間制対象労働者及び労働時間限度の除外業種を除く
- (2) 特別条項付協定は一時的、突発的な事由に限る等の条件があります。
- (3) 自動車運転業務、建設業、医師は残業規制 5 年間の適用除外。

(以上)